

国家知識産権局行政復議規程(改正案)

2011年12月12日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家知識産権局行政復議規程(改正案)

第一章 総則

第一条 違法又は不当な具体的な行政行為を防止、是正し、公民や法人、その他の組織の合法的権益を保護し、中華人民共和国国家知識産権局(以下、国家知識産権局と略称)と国家知識産権局専利復審委員会(以下、専利復審委員会と略称)が法により職権を行使することを保障、監督するために、「中華人民共和国行政復議法」と「中華人民共和国行政復議法实施条例」に基づき、本規程を制定する。

第二条 公民や法人、その他の組織が、国家知識産権局又は専利復審委員会の具体的な行政行為がその合法的権益を侵害していると認める場合、本規程に基づいて国家知識産権局に行政復議を申請することができる。

国家知識産権局による行政復議申請の受理、行政復議案件の審理、行政復議の決定には、本規程を適用する。

第三条 国家知識産権局法律事務処(以下、法律事務処と略称)は行政復議の具体的な業務を担当し、次の職責を履行する。

- (一) 行政復議申請を受理する。
- (二) 関連部門や人員を調査し証拠を取り、関連の文書や資料を調査する。
- (三) 具体的な行政行為が合法・適切であるかどうかを審査する。
- (四) 行政復議の法律文書を制定、作成、発送する。
- (五) 行政復議の決定を不服として行政訴訟を提起された場合の応訴を行なう。

第二章 行政復議申請の範囲

第四条 次の状況の一つに当たる場合、行政復議を申請することができる。

- (一) 専利出願人がその出願を受理しないことに不服がある場合。
- (二) 専利出願人が出願日の確定について争議がある場合。
- (三) 専利出願人が優先権を主張していないと見なされることに不服がある場合。
- (四) 専利出願人がその専利出願を秘密専利出願として処理すること、又は秘密専利出願として処理しないことに不服がある場合。
- (五) 専利出願人が専利出願の取り下げと見なされることに不服がある場合。
- (六) 専利出願人が専利権を受ける権利の放棄と見なされることに不服がある場合。
- (七) 専利出願人が専利権の終了に不服がある場合。
- (八) 専利出願人、専利権者が関連の期限を過ぎたことでその権利を喪失し、権利回復を請求したが回復されなかった場合。
- (九) 専利出願人が復審請求を受理しないことに不服がある場合。
- (十) 専利出願人が復審請求を提出していないと見なされることに不服がある場合。
- (十一) 無効宣告請求人がその無効宣告請求を受理しないことに不服がある場合。但し、本規程に特別な規定がある場合を除く。
- (十二) 無効宣告請求人が無効宣告請求を提出していないと見なされることに不服がある場

合。

(十三) 専利権者が強制実施権許諾を付与する決定に不服がある場合。

(十四) 強制実施権許諾請求人が強制実施権許諾を終了させる決定に不服がある場合。

(十五) 国際出願の出願人が、国家知識産権局が専利法実施細則第105条に基づいてその国際専利出願を終了させることに不服がある場合。

(十六) 国際出願の出願人が、国家知識産権局が専利法実施細則第116条に基づいて下した再審査決定に不服がある場合。

(十七) 回路配置の登録出願人が回路配置出願を受理しないことに不服がある場合。

(十八) 回路配置の登録出願人が回路配置出願の取下げと見なされることに不服がある場合。

(十九) 回路配置の登録出願人、回路配置の権利人が関連の期限を過ぎたことでその権利を喪失し、権利回復を請求したが回復されなかった場合。

(二十) 回路配置の権利人が非自発的实施許諾決定に不服がある場合。

(二十一) 回路配置の権利人、侵害被疑者が回路配置専有権の侵害行為に対する行政処分に不服がある場合。

(二十二) 専利代理機関がその機関を取り消す処分に不服がある場合。

(二十三) 専利代理人がその「専利代理人資格証書」を取り消す処分に不服がある場合。

(二十四) 公民、法人及びその他の組織が国家知識産権局の行ったその他の具体的な行政行為がその合法的権益を侵害していると認める場合。

第五条 次の状況の一つに当たる場合、行政復議を申請することができない。

(一) 専利出願人が専利出願を却下する決定に不服がある場合。

(二) 専利出願人が復審請求の審査決定に不服がある場合。

(三) 専利出願人と無効宣告請求人が無効宣告請求の審査決定に不服がある場合。

(四) 無効宣告請求人が、同じ理由と証拠によって再び無効宣告請求を提出したことから受理しないという専利復審委員会の決定に不服がある場合。

(五) 専利権者又は強制実施権許諾の実施権者が強制実施権の実施料に関する裁定に不服がある場合。

(六) 国際出願の出願人が、国家知識産権局が国際出願の受理機関、国際検索機関、国際予備審査機関として行った決定に不服がある場合。

(七) 回路配置の登録出願人が登録出願を却下する決定に不服がある場合。

(八) 回路配置の登録出願人が復審決定に不服がある場合。

(九) 回路配置の権利人が回路配置登録を取り消す決定に不服がある場合。

(十) 回路配置の権利人、非自発的实施許諾の被許諾者が、非自発的实施許諾の実施料の裁定に不服がある場合。

(十一) 回路配置の権利人、侵害被疑者が回路配置専有権侵害紛争の処理決定に不服がある場合。

第三章 行政復議の参加人

第六条 本規程に基づいて行政復議を申請する公民、法人とその他の組織は申請人である。

具体的な行政行為を行なった際に、その権利又は利益に損害を受けたその他の利害関係人は、行政復議を申請することができ、第三者として行政復議に参加することもできる。

国家知識産権局又は専利復審委員会は、行政復議プロセスにおける被申請人である。

第七条 申請人、第三者は、自分の代わりに行政復議に参加することを代理人に委託することができる。

第四章 申請と受理

第八条 公民、法人とその他の組織は、国家知識産権局又は専利復審委員会による具体的な行政行為がその合法的権益を侵害していると認める場合、当該行政行為を知った日から60日以内に行政復議申請を提出することができる。

不可抗力又はその他の正当な理由で前項に記載された期限を過ぎた場合、当該期限は障害が取り除かれた日から引き続き計算される。

第九条 行政復議を申請する権利がある人は人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院が既に法により受理した場合、国家知識産権局に行政復議を申請してはならない。

国家知識産権局は行政復議申請を受理した後に、受理する前に当事者が既に人民法院に行政訴訟を提起しており、かつ、人民法院が既に法により受理したことを発見した場合、行政復議申請を却下する。

国家知識産権局に行政復議を申請し、申請が受理された場合、法定の行政復議期間内には、人民法院に行政訴訟を提起してはならない。

第十条 行政復議申請は次のような条件に合致しなければならない。

(一)申請人は、国家知識産権局又は専利復審委員会による具体的な行政行為によって、その合法的権益を侵害された認める専利出願人、専利権者、無効宣告請求人、回路配置の登録出願人、回路配置の権利者及びその他の利害関係人であること。

(二)具体的な行政復議請求と必要な証拠を有すること。

(三)行政復議の範囲内に属すること。

(四)法定の申請期間内に提出していること。

第十一条 行政復議を申請するには、行政復議申請書を一式2部提出し、また必要な証拠資料を添付しなければならない。国家知識産権局又は専利復審委員会が書面にて具体的な行政行為を行った場合、当該文書又はそのコピーを添付しなければならない。

代理人に委託する場合、授權委託書を添付しなければならない。

第十二条 行政復議申請書には、次のような内容を明記しなければならない。

(一)申請人の氏名又は名称、及び申請人の連絡住所。

(二)具体的な行政復議請求と理由。

(三)申請人のサイン又は捺印。

第十三条 行政復議申請書は、国家知識産権局が作成した標準の記入用紙を使用することができる。

行政復議申請書は、手書き又は印刷してよい。

第十四条 行政復議申請書は、法律事務処宛てに郵送し、又は手渡さなければならない。消

印の日又は手渡した日を申請日とする。

第十五条 法律事務処は行政復議申請書を受取った日から5日以内に、状況によってそれぞれ次の処理を行う。

(一)行政復議申請が本規程の規定に合致する場合は、それを受理し、申請人に受理通知書を発送する。

(二)行政復議申請が本規程の規定に合致しない場合は、それを受理しないと決定し、書面にて理由を告知する。

(三)行政復議申請書が本規程第十一条、第十二の規定に合致しない場合は、申請人に指定された期間内に補正するよう通知する。期限を過ぎても補正しない場合は、行政復議申請を提出していないと見なす。

第五章 審理と決定

第十六条 行政復議の審理過程において、法律事務処は関連部門・人員から状況を調査することができ、要求に応じて申請人又は第三者の口頭意見を聴取することもできる。

第十七条 法律事務処は行政復議申請を受理した日から7日以内に、行政復議申請書の副本を関連部門に転送しなければならない。関連部門は行政復議申請の副本を受取った日から10日以内に元の具体的な行政行為を維持、取り消し又は変更する旨の書面による回答意見を提出し、また当初具体的な行政行為を行った証拠、根拠とその他の関連資料を提出しなければならない。期限を過ぎても回答意見を提出しない場合、行政復議決定を下すことに影響を与えない。

申請人、第三者は、前項に述べた書面による回答意見及び具体的な行政行為を行なった際に依拠した証拠、根拠とその他の関連資料を閲覧することができるが、秘密保持に関連する内容は除く。

第十八条 行政復議の決定を行う前に、申請人は行政復議申請を取り下げることができる。取り下げが許可された場合、行政復議は終了する。

第十九条 行政復議期間においては、具体的な行政行為は原則的に執行を停止しない。法律事務処は執行の停止を必要とする場合、関連部門に執行停止通知書を発行し、また申請人及び第三者に通知しなければならない。

行政復議期間においては、原則上、既に受理した無効宣告請求や復審請求の審理を停止しない。

第二十条 行政復議案件の審理では、法律、行政法規、部門規定を依拠とする。

第二十一条 具体的な行政行為を審査した後に、次のような規定に基づき、行政復議の決定を行う。

(一)具体的な行政行為は、認定した事実が明確で、証拠が確実で、適用依拠が正確で、手続きが適法で、内容が適当な場合、それを維持する旨を決定する。

(二)法定の職責を履行しない場合、一定期間内に履行する旨を決定する。

(三)具体的な行政行為が次のような行為の一つに当たる場合、当該具体的な行政行為を取

り消し、変更する旨を決定し、又は当該具体的な行政行為が法律に違反していると確定し、さらに改めて具体的な行政行為を行う旨を決定することができる。

1. 主な事実が明確でなく、証拠が足りない場合。
2. 適用依拠に誤りがある場合。
3. 法定手続きに違反している場合。
4. 職権を越権又は濫用している場合。
5. 具体的な行政行為が明らかに不当である場合。
6. 相反する証拠が出現し、元の具体的な行政行為を取消、又は変更したほうがより合理的である場合。

元の具体的な行政行為を取消、又は変更する旨の復議決定が下された後、法理事務処は必要に応じて、関連部門に対し後続手続きに関する書面建議を行うことができる。

(四) 具体的な行政行為は次のような行為の一つに当たる場合、当該具体的な行政行為を変更することを決定できる。

1. 認定した事実が明確で、証拠が確実で、手続きが合法的であるが、明らかに不当であり、又は適用依拠に誤りがある場合。
2. 認定した事実が明確でなく、証拠が足りず、行政復議手続きにて審理され、事実が明確で、証拠が確実であると明らかになった場合。

第二十二條 次のような状況の一つに当たる場合、行政復議申請を却下する。

(一) 申請人は、国家知識産権局又は専利復審委員会が法定の職責を履行しないとして行政復議を申請し、法律事務処は受理した後に、被申請人がそれ相応の法定の職責を有しておらず、又は受理前に法定の職責を既に履行していたと発見した場合。

(二) 行政復議申請を受理した後に、当該行政復議申請が受理の要件を満たしていないと発見した場合。

第二十三條 申請人は、行政復議を申請するとともに、併せて行政賠償請求を提出することができる。法律事務処は、国家賠償法の規定に基づき、行政賠償請求を審理し、行政復議決定において併せて賠償請求に対する決定を行う。

第二十四條 行政復議決定は、行政復議申請を受理した日から60日以内に行わなければならない。ただし、状況が複雑で、規定された期間内に決定を行うことができない場合、許可を得た後に、期間を延長することができ、また申請人と第三者に通知する。延長期間は30日を超えてはならない。

第二十五條 行政復議決定は、国家知識産権局の名義で行う。行政復議決定書には、国家知識産権局行政復議専用印章を押さなければならない。

第二十六條 行政復議期間中に、国家知識産権局は、関連の行政行為が法律に違反している、又は善後措置が必要であると発見した場合、行政復議意見書を作成することができる。関連部門は、行政復議意見書を受け取った日から60日以内に、関連行政違法行為の是正又は善後措置の実施に関する状況を法律事務処に報告しなければならない。

行政復議期間中に、法律事務処は、法律、法規、規則の実施において普遍的な問題があると発見した場合、行政復議意見書を作成して、関連部門に制度を整備し、行政法執行を改善するための建議を提出することができる。

第六章 期間と送達

第二十七条 期間の開始日は期間内に計上しない。期間満了の最後の1日が祝日・休日である場合、祝日・休日後の最初の日を期間満了の日とする。本規程の「5日」、「7日」、「10日」の規定は営業日を指し、祝日・休日を含まない。

第二十八条 行政復議決定書を直接送達する場合、申請人が送達領収書に記入した受取期日を送達日とする。行政復議決定書を郵送して送達した場合、発送日から15日をもって送達したと見なす。

行政復議決定書は送達された次第、法律効力を生じる。

第二十九条 申請人又は第三者が代理人に委託した場合、行政復議決定書は代理人のほかに、国内の連絡住所宛てに申請人と第三者にも郵送しなければならない。

附則

第三十条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が国家知識産権局に行政復議を申請する場合、本規程を適用する。

第三十一条 行政復議は、費用を徴収しない。

第三十二条 本規程は、2002年9月1日から施行する。